

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

- (1) 計画の経緯
- (2) 環境問題の対応に関する動向
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた気候変動対策の推進

2 計画の役割・位置付け

3 計画の期間

4 計画の対象範囲

- (1) 対象地域
- (2) 環境の範囲

5 各主体の役割

- (1) 市民の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 市（行政）の役割

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 計画の経緯

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて世界的な取り組みが進められている中、日本は、菅義偉内閣総理大臣が、2020（令和2）年10月に、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

本市では、これに先立つ2019（令和元）年11月に「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、温室効果ガスの排出削減等に向けた取り組みを推進しています。

本市では、これまで「郡山市環境基本条例」に基づき、環境行政の最も基本となる「郡山市環境基本計画」を1999（平成11）年に策定、2004（平成16）年に改定を行い、2010（平成22）年には「郡山市第二次環境基本計画」、そして、ますます複雑・多様化する環境・エネルギー問題に対し、本市における環境施策をさらに推進し適切に対応していくため、「郡山市第三次環境基本計画」を2018（平成30）年に策定してきました。

このほか個別計画として、2015（平成27）年に「郡山市エネルギービジョン」、2011（平成23）年に「郡山市地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉」、1998（平成10）年に「地方公共団体実行計画」の要件を満たす「環境にやさしい郡山市率先行動計画」（2001（平成13）年改定）を策定し、この3つの計画を軸に地球温暖化対策を推進してきました。そして、2021（令和3）年には、気候変動による影響に備え、被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「地域気候変動適応計画」をこれら3つの計画に加えた気候変動対策に係る総合的な計画「郡山市気候変動対策総合戦略」を策定し、本市の宣言である「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の達成に向けた気候変動対策（緩和策、適応策）及びエネルギー施策の一元的かつ効果的な推進を目指しています。

本計画は「郡山市第三次環境基本計画」の期間満了を受け、「環境基本法」の基本理念を踏まえた「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境行政の最も基本となる新しい計画として策定するものであり、今後は、本計画に掲げる環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、具体的・個別的な取り組みを進めてまいります。また、市民・事業者の方々に期待する行動や取り組みについても記述し、各主体による本計画の取り組みの役割を明らかにして、本市の環境保全をより推進してまいります。

(2) 環境問題の対応に関する動向

① 世界及び国内の動向

2015（平成 27）年 9 月にニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals「SDGs」）の達成に向けた取り組みが国際的な広がりを見せています。

SDGs は、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、地球上の「誰一人取り残されない」という理念のもと、17 の目標（ゴール）とそれぞれの下により具体的な 169 項目の達成基準（ターゲット）を掲げ、2030 年までに達成することを目指しています。この 17 のゴールの中には、気候変動、責任ある消費と生産、クリーンエネルギー等、環境分野に直接かかわるものも多く含まれています。

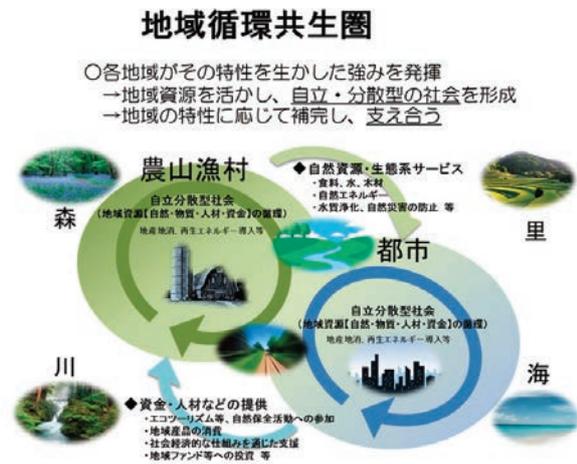
さらに 2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約^{※1}第 21 回締約国会議（COP21）では、地球温暖化対策のための新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、世界共通の長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2°C 未満（努力目標として 1.5°C 未満）に抑えることとし、その他主要排出国を含む全ての国が削減目標を含む貢献を 5 年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること等が位置付けられています。採択後の 2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効、日本も同月 8 日に批准しており、すべての国を対象とした統ルール（実施指針）を採択した同第 24 回締約国会議（COP24）などを経て、2020（令和 2）年より運用開始となりました。そして 2021（令和 3）年 10 月からイギリス・グラスゴーで開催された同第 26 回締約国会議（COP26）において、世界の平均気温の上昇を 1.5°C に抑えるための削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、パリ協定を実施するためのルールブックも完成しています。

国内においては、SDGs やパリ協定の発効を受け、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」が 2018（平成 30）年 4 月に閣議決定されています。この中では、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域

^{※1} 国連気候変動枠組条約：1994 年 3 月に発効した、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。

循環共生圏」（図 1-1）の創造のほか、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指すべき社会の姿とし、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に向けた、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定しています。

世界的な自然災害や異常気象の増加や、このような環境問題の対応に関する国際的な動向なども背景として、従来の財務情報だけではなく、環境問題への対応、社会への貢献、法令遵守等、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の 3 つの観点から企業の将来性や持続性などを分析評価した上で、投資先を選別する ESG 投資も拡大を見せています。



出典：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

図 1-1 地域循環共生圏のイメージ

②気候変動

2021（令和 3）年 8 月、気候変動に関する科学的分析や予測などをまとめる国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第 1 作業部会は、人間活動の影響で地球温暖化が進んでいることについて「疑う余地がない」と初めて断定する報告書を発表しました。さらに、地球の気温は 2040 年までに 1850～1900 年水準から 1.5 度上昇すると見込まれ、仮に気温上昇を 1.5 度に抑えたとしても、「過去の記録上、前例のない」猛威をふるう異常気象現象が頻度を増して発生する可能性が高いとしています。

日本では、2016（平成 28）年に地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、パリ協定を踏まえた、温室効果ガスの長期的な排出削減を目指すこととなりました。2018（平成 30）年には、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制する（緩和）を目指す地球温暖化対策と両輪となる、気候変動の影響被害を軽減し、よりよい生活ができるようにする（適応）を推進することを目的とした「気候変動適応計画」も閣議決定されました。

2020（令和 2）年には菅義偉内閣総理大臣が 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、2021（令和 3）年 4 月には、2030 年度における温室効果ガスの削減目標を 2013（平成 25）年度に比べ 46%削減すること、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくと表明

され、2021（令和 3）年 5 月に一部改正された地球温暖化対策推進法において、2050 年までの脱炭素社会の実現が基本理念として位置づけられました。

③循環型社会

経済成長と人口増加に伴う廃棄物の発生量増大を背景として、廃棄物の発生を抑制するとともに、有益なものは資源として活用し、残った廃棄物の処理を適正に行うことで、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷をできる限り減らす「循環型社会」の形成が求められています。

日本では、2013（平成 25）年に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」や 2012（平成 24）年に公布された「小型家電リサイクル法」により循環利用される量は増加してきました。また、2018（平成 30）年に循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める「第四次循環型社会形成推進計画」が閣議決定されており、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策が示されています。

これを受け、世界に栄養不足状態にある人々が多数存在する一方、大量の食糧を消費し、食料の多くを輸入に依存していることを背景に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が 2019（令和元）年に施行、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が 2020（令和 2）年に閣議決定され、食品ロスの削減に向けた基本的な方向や、国、地方公共団体等の責務、事業者、消費者等の取組みの指針などが示されており、また、2021（令和 3）年 6 月には、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを背景に、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることが求められる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しています。

④生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、

全て直接に、間接的に支えあって生きています。しかしながら、開発など人間活動によるものをはじめ様々な要因により生物多様性は損失が続いている状況であり、維持・回復が重要となっています。

生物多様性に関しては、その保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画であり、2010（平成22）年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」^{※2}の達成に向けた我が国のロードマップと、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的とした「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されています。2020（令和2）年からは次期戦略策定に向けた取り組みが進められており、2021（令和3）年7月に「次期生物多様性国家戦略研究会」からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。この中では「保護地域外の保全（OECM^{※3}）や絶滅危惧種以外の種（普通種）の保全による、国土全体の生態系の健全性の確保」「気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策（NbS^{※4}）の適用」「生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応として、ビジネスやライフスタイル等の社会経済のあり方の変革」「次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す。」が2030年までに取り組むべきポイントとして示されています。

⑤環境教育

現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。

2002（平成14）年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱したESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）は、今、世界

^{※2} 愛知目標：生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、長期的には、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指すことが確認された一方、短期的に生物多様性の損失を止めるため、2020年までに実施する効果的かつ緊急の行動として設定された、20の個別目標のこと。

^{※3} OECM：Other Effective area-based Conservation Measures の略。保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段のこと。

^{※4} NbS：Nature-based Solutions の略。自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。

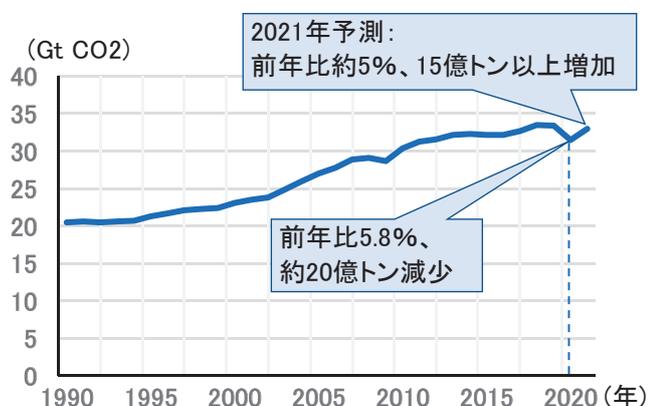
には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等現代社会において人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

2013（平成25）年のユネスコ総会において「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、2019（令和元）年の同会において採択された「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」は同年12月の第74回国連総会で承認され、ESDは、SDGsのターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであることが確認されており、持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。国では2016（平成28）年に「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画」が策定され、新しい学習指導要領等には、持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれており、教育基本法とこの新しい学習指導要領等に基づいた教育を実施することによりESDの考え方に沿った教育を行うことができるようになっています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた気候変動対策の推進

① 感染拡大の状況や、環境問題に対する影響予測

2019（令和元）年12月に中国で最初に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2020（令和2）年から世界各地で流行拡大がみられ、世界保健機構（WHO）は同年3月に世界的な大流行を意味するパンデミックと表明しました。国内においても同年1月に国内初の感染者が確認され、4月には東京都をはじめとする7都府県に緊急事態宣言が発せられ、人々の行動や経済活動に制限が課せられました。現在は、国民のワクチン接種が進んだものの、新たな変



出典：「グローバルエネルギーレビュー2021」（IEA）

図1-2 世界のエネルギー関連CO2排出量

異種の発生なども考えられ、まだ予断を許さない状況が続いています。

国際エネルギー機関（IEA）は 2021（令和 3）年 3 月に公表したリポートで、2020（令和 2）年の全世界の二酸化炭素（CO₂）排出量が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済活動が停滞、エネルギー需要が減少したことで前年比 5.8%減少したものの、2021（令和 3）年にはエネルギー需要の回復に伴い 5%近く反発し、2018-2019 年のピークに近づくと予測しています。（図 1-2）

②グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済の落ち込みからの経済復興にあたり、気候危機、環境対策に重点を置き、持続可能な社会の再構築を目指すグリーンリカバリーという考えが広まっており、世界中で実践され始めています。EU では 2020（令和 2）年 7 月に EU 首脳会議で創設が合意された欧州復興基金により調達する資金を 2050 年までに EU 域内の温室効果ガス排出をゼロにする「欧州グリーンディール」など EU の長期的政策の推進を通じた復興支援に充てることで、短期的危機に対応しつつ、気候中立といった長期的目標の達成にも寄与させようとしています。

我が国では 2021（令和 3）年 6 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、「温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の時代ととらえる時代に突入した」という認識のもと、温暖化への対策を積極的に行うことが産業構造や社会経済の変革をもたらす大きな成長につながる、こうした「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策をグリーン成長戦略と定義づけ、この戦略に基づき政策を総動員することで、持続的な成長とイノベーションを実現し、2050 年カーボンニュートラル社会の実現可能性を更に高めるとしています。

③新しい生活様式、DX（デジタルトランスフォーメーション）^{※5}

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としての「新しい生活様式」として推奨されているテレワークや、日常生活における通販や電子決済の利用などには、デジタル技術やサービスの活用が不可欠となります。このようなデジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取り組みである DX の重要性がますます高まっていくことが予想されます。

^{※5} DX(デジタルトランスフォーメーション)：デジタル技術の進展に伴って、新たなサービスの展開や働き方、社会そのものの変革につなげる施策の総称。

コラム

SDGs（持続可能な開発目標）

①SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成される、「誰一人取り残されない」社会の実現のために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標です。

②環境問題との関係

SDGsでは、例えば地球温暖化に関しては目標13の「気候変動に具体的な対策を」との関連性が高くなっています。森林破壊に関しては目標15「陸の豊かさを守ろう」にて、森林も含む陸域生態系の破壊を抑え修復するための取組み、ごみ問題に関しては、目標12「つくる責任つかう責任」にて、エコな商品作成やReduce（減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（再利用）の3Rをコンセプトとして触れられており、エネルギー問題については目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」にて、脱炭素社会を目指す取組みや、エネルギー自給率向上のための取組みが位置付けられています。

このようにSDGsの達成は、様々な環境問題の解決に大きく寄与するものと考えられます。

③郡山市とSDGs

本市は、2019（令和元）年7月1日、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組みを行う都市として、県内で始めて「SDGs未来都市」に選ばれました。

また、SDGs未来都市の中でも、特に先導的な取組みであって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込めるものとして、東北で初めて「自治体SDGsモデル事業」にも選ばれました。

今後も、将来世代につなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの達成に向けた取組みを推進していきます。



出典：「2030アジェンダ」（国際連合広報センターホームページ）

2 計画の役割・位置付け

「郡山市環境基本計画」は「郡山市環境基本条例」に基づき、本市の環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

また、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」の環境施策を実現するための計画としても位置付けられており、本市のさまざまな分野と連携しながら総合的・横断的に取り組む計画となっています。

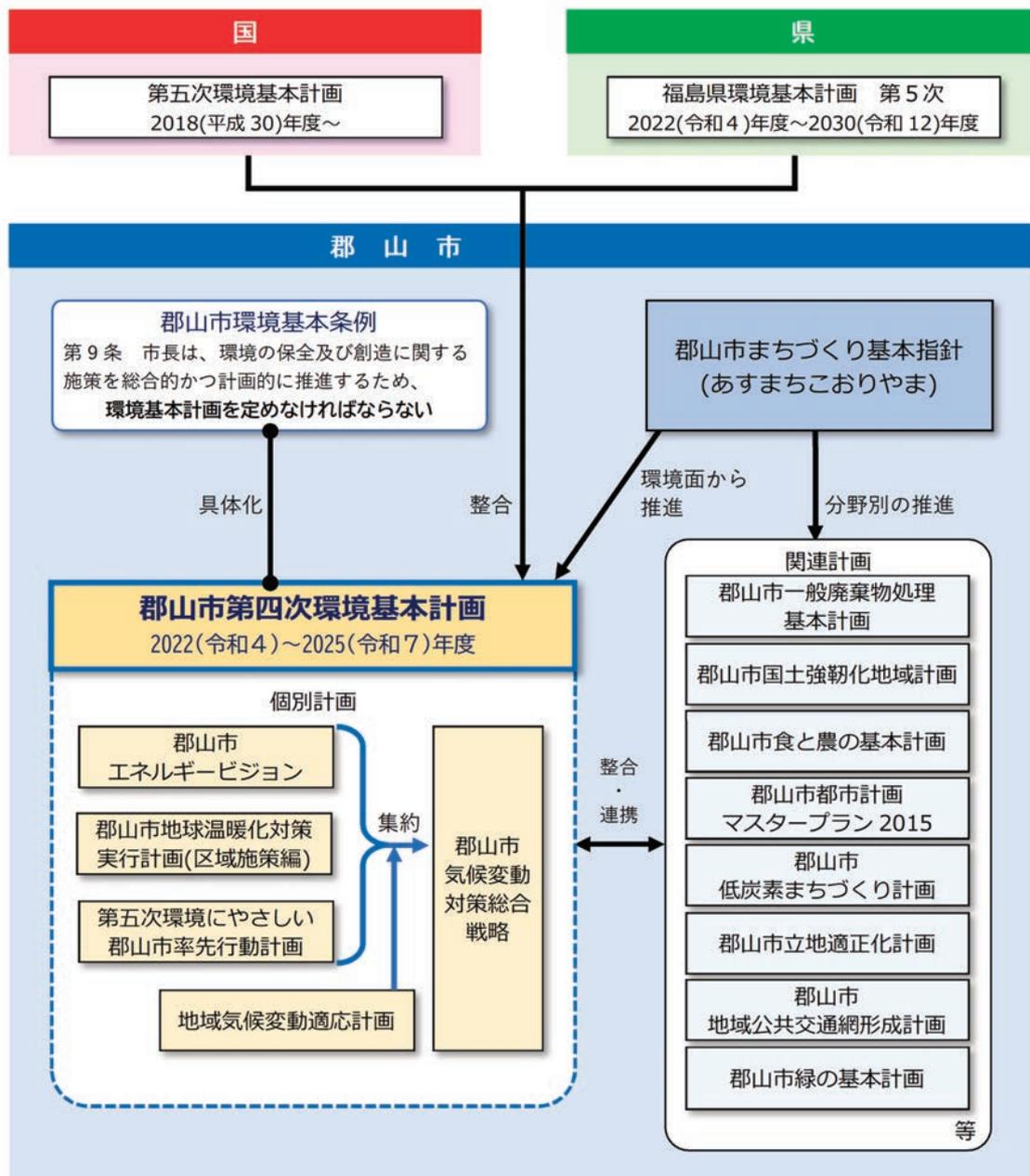


図 1-3 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画期間は「郡山市まちづくり基本指針」と整合性を図るとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、計画期間を2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間とします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
環境基本計画	← 第三次 →				← 第四次 →			
郡山市まちづくり基本指針	← 公共計画（8年） →							

4 計画の対象範囲

（1）対象地域

郡山市全域を本計画の対象地域とします。なお、市域を超えて広域的な対応が必要な場合は、地域循環共生圏の考え方を踏まえ、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や国・福島県と連携・協力し、課題解決に取り組めます。

（2）環境の範囲

本計画で取り組む環境の範囲は、「郡山市環境基本条例」における考え方を踏まえ、次のとおりとします。

分野	内容
地球環境	地球温暖化対策、気候変動適応など
資源循環	資源の循環的利用、廃棄物の適正処理など
自然環境	生物多様性、森林、農地、緑地、公園、水辺など
生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、有害化学物質など
環境保全活動	環境教育、環境学習、市民・事業者等との協働など

5 各主体の役割

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市（行政）といった各主体が、それぞれの立場において環境の保全に対する責務を認識し、相互の連携によって環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

（1）市民の役割

■環境との関わりに対する理解促進

環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、自らの日常生活と環境との関わりについて理解を深めることが求められています。

■環境にやさしいライフスタイルへの転換

環境問題に関心を持つことで、環境に対する意識を見直し、日常生活において環境への負荷が少ないライフスタイルへの転換が求められています。

■環境保全活動への積極的な参加

市が実施する環境施策への協力をはじめ、家庭や学校、職場、地域等における環境保全活動へ自主的・積極的に参加するなど、環境に配慮した取り組みが期待されます。

（2）事業者の役割

■環境関連法令の遵守

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守し、自然環境の保全のために必要な措置を講じます。

■事業活動に伴う環境負荷の低減

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境に配慮した技術開発やサービスの提供、原材料の調達から生産・流通・販売・廃棄まで製品のライフサイクル全体で環境負荷の低減を図るなど、持続可能な事業活動に取り組む必要があります。

■環境保全活動への積極的な参加、支援

市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域社会の一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加や支援、または自ら環境保全活動を行うなど、市や市民との協働した積極的な取り組みが期待されます。

(3) 市（行政）の役割

■地域の特性を活かした施策の推進

地域の特性を活かした環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■環境保全活動への支援

市民や事業者が環境への理解を深め、環境保全活動に取り組むために、市（行政）は環境に関する積極的な情報発信や啓発活動、環境保全活動への支援を行います。

■率先的な環境保全対策の実施

市（行政）自らも事業者・消費者であることを認識し、行政活動に伴う環境負荷の低減に率先して取り組みます。

■「地域循環共生圏」を踏まえた国、県、近隣市町村、関係団体等との連携

各地域が持つ資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、国、県、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や関係団体等と連携・協力し、地域資源を活かした環境施策の推進、課題解決に取り組みます。

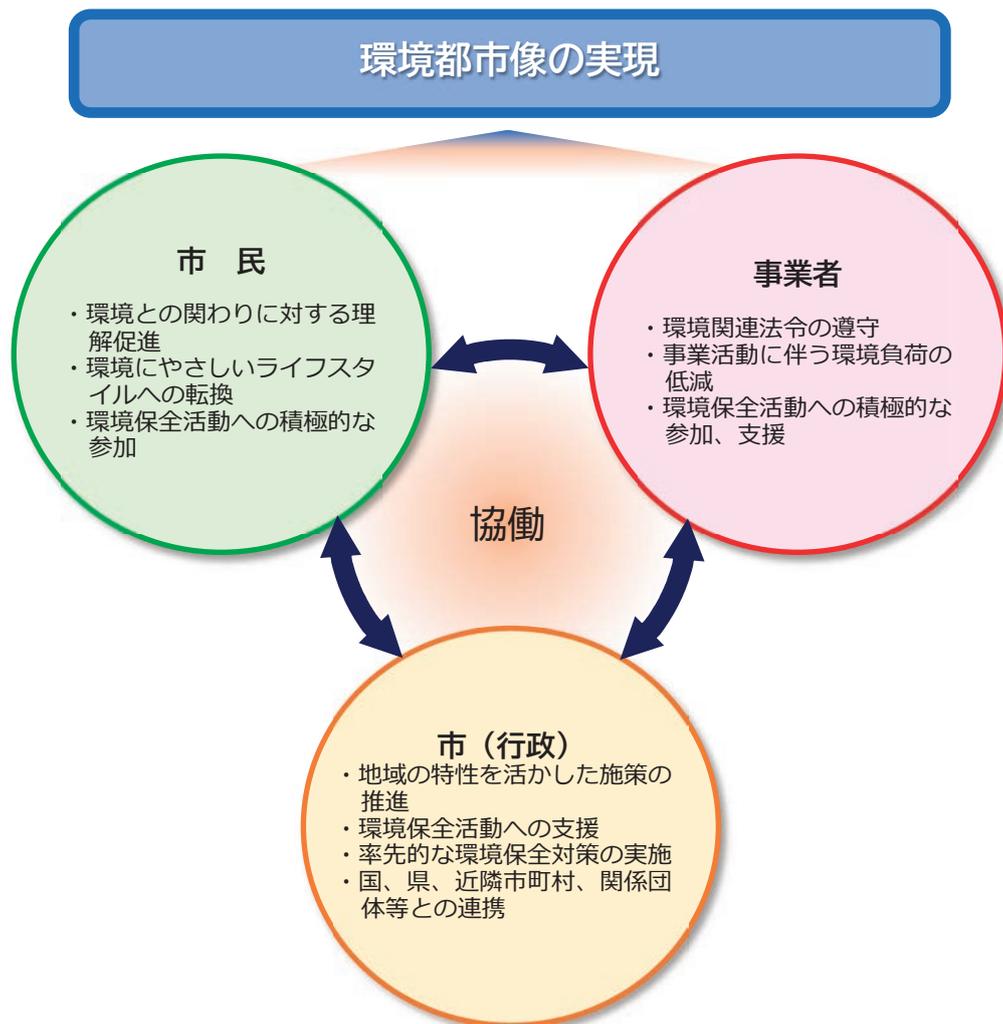


図1-4 各主体の役割

